

重症化予防（国保・後期広域）ワーキンググループ 開催要綱

1 趣旨

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、「全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し」や、「健康増進、重症化予防を含めた疾病予防、重複・頻回受診対策、後発医薬品の使用促進等に係る好事例を強力に全国に展開する。」とされるなど、生活習慣病の重症化予防等の取組を促進することが求められているところ。

また、同年7月10日に開催された日本健康会議において採択され、「健康なまち・職場づくり宣言2020」の中で、「かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。」とされたところ。

そこで、多くの市町村及び広域連合が生活習慣病の重症化予防に取り組むことが出来るよう、好事例の収集・検証や、取組にあたっての課題を整理する等の具体的な検討を行うため、本ワーキンググループを開催する。

2 検討課題

- (1) 生活習慣病の重症化予防に関する取組の推進について
- (2) その他

3 構成員

ワーキンググループの構成員は、厚生労働省保険局長が委嘱する者とし、うち1名を座長とする（別紙）。厚生労働省保険局長は、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、ワーキンググループの意見を踏まえて、必要に応じ、構成員を追加するとともに、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

第1回を平成27年11月9日に開催、その後、平成28年夏を目途に第一次とりまとめ予定。

5 その他

- (1) 運営にかかる庶務は、厚生労働省健康局健康課の協力を得て、厚生労働省保険局国民健康保険課と高齢者医療課が連携して行う。
- (2) 率直な意見の交換を確保する必要があることから、会議を非公開とする。可能な範囲で資料を公表し、議事要旨を作成する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

(別紙)

**重症化予防（国保・後期広域）ワーキンググループ
構成員**

有澤 賢二	日本薬剤師会 常務理事
飯山 幸雄	国民健康保険中央会 常務理事
今村 聡	日本医師会 副会長
春日 雅人	糖尿病対策推進会議 常任幹事
門脇 孝	日本糖尿病学会 理事長
唐橋 竜一	埼玉県保健医療部保健医療政策課 政策幹
迫 和子	日本栄養士会 専務理事
佐藤 文俊	全国国民健康保険組合協会 常務理事
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
橋田 淳一	高知県梶原町保健福祉支援センター センター長
榛澤 俊成	神奈川県後期高齢者医療広域連合 事務局長
深井 穂博	日本歯科医師会 常務理事
福井 トシ子	日本看護協会 常任理事
宮田 俊男	京都大学産官学連携本部 客員教授
森山 美知子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院 教授
谷嶋 弘	東京都荒川区 福祉部長
山縣 邦弘	日本腎臓学会 理事

(五十音順、敬称略)